

大分県報

令和五年
号外（五一）
三月三十一日

（金曜日）

目次

規 則	私立学校等に係る学校教育法施行細則の一部改正……………一
	大分県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正……………一
	大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例施行規則の一部改正……………二

〇 規 則

私立学校等に係る学校教育法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和五年三月三十一日

大分県規則第三十一号

大分県知事 広 瀬 勝 貞

私立学校等に係る学校教育法施行細則の一部を改正する規則

私立学校等に係る学校教育法施行細則（平成二十年大分県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「私立高等学校（私立中等教育学校の後期課程を含む）」を「私立高等学校等（私立高等学校及び私立中等教育学校の後期課程をいう）」に改め、同条第四号中「私立高等学校」を「私立高等学校等」に改め、同条第六号中「私立高等学校」を「私立高等学校等」に改め、「学則の変更」の下に「（省令第十五条の二各号に掲げるものを除く。）」を加える。

第四条第四号中「学則（広域通信制課程に係るもの及び収容定員に係るものを除く。）の変更」を「学則の変更（第二条第六号及び第七号に掲げるものを除く。）」に改め、同条第五号及び第六号中「私立高等学校」を「私立高等学校等」に改める。

第一号様式中「㉔」を削り、同様式の添付書類3の(3)中「㉔」の次に「(上水道を使用する給水設備へ。）」を加える。

令和五年三月三十一日

第二号様式から第五号様式までの規定中「㉔」を削る。
第六号様式中「㉔」を削り、同様式の添付書類4中「設置学校」を「設置学校等」に改める。

第七号様式中「㉔」を削る。

第八号様式中「㉔」を削り、同様式の添付書類3の(2)中「書類」の次に「(上水道を使用する給水設備へ。）」を加える。

第九号様式から第十四号様式までの規定中「㉔」を削る。

第十五号様式中「㉔」を削り、「学校教育法第131条」を「学校教育法第131条、」に改め、同様式の添付書類4の(3)中「書類」の次に「(上水道を使用する場合を除く。）」を加える。

第十六号様式中「㉔」を削り、同様式の添付書類中2を3とし、1を2とし、1として次のように加える。

1 分校廃止に伴う変更後の学則（全文）及び学則の変更部分に係る新旧対照表
第十七号様式から第二十五号様式までの規定中「㉔」を削る。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

大分県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和五年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第三十二号

大分県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大分県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成十二年大分県規則第百六号）の一部を次のように改正する。

第十四条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

別表第一の二五の項中「伝熱面積（以下「規格」という。）B八二〇一及びB八二〇三に定める方法により算定される面積をいう。以下同じ。）が一〇平方メートル以上であるもの又はバーナーの」を削り、同表の二八の項中「伝熱面積が一〇平方メートル以上であるもの又はバーナーの」を削る。

別表第二中「単位 立方センチメートル」を「単位 一立方メートルにつき立方センチメートル」に、「 $V = \{ (21 - 0n) / (21 - 0s) \} \times V'$ 」を「 $V = \{ (21 - 0s) /$

大分県報号外（規則）

〔21-O_n〕×V₁」に、「V₁ 規格」を「V₁ 日本産業規格（以下「規格」という。）」に改め、同表の付表第一の一の項中「伝熱面積が一〇平方メートル以上であるか、又はバーナーの」を削り、同表の付表第一の二三の項中「伝熱面積」を「伝熱面積（規格B八二〇一及びB八二〇三に定める方法により算定される面積をいう。以下同じ。）」に改める。

別表第四中「もの（単位 グラム）」を「もの（単位 一立方メートルにつきグラム）」に、

$$[V = \{ (21-O_n) \setminus (21-O_s) \} \times V']$$
を
$$[V = \{ (21-O_s) \setminus (21-O_n) \} \times V']$$
に改める。

別表第十の一の表の窒素酸化物の量の項中「については、年二回以上」を「については年二回以上」に改め、「年一回以上」の下に「、別表第二の付表第一の二の項で定める水性ガス又は油ガスの発生の用に供するガス発生炉及び加熱炉のうち、水蒸気改質方式の改質器であつて温度零度及び圧力一気圧の下における水素の製造能力が毎時千立方メートル未満の施設（気体状の燃料及び原料のみを使用するものに限る。）並びに燃料電池用改質器については五年に一回以上」を加え、同表のばいじんの量の項中「については、年二回以上」を「については年二回以上」に、「ガスを専燃させる施設に係る測定については、年一回以上」を「ガスを専燃させる施設並びに別表第二の付表第一の二の項で定める水性ガス又は油ガスの発生の用に供するガス発生炉及び加熱炉のうち、水蒸気改質方式の改質器であつて温度零度及び圧力一気圧の下における水素の製造能力が毎時千立方メートル未満の施設（気体状の燃料及び原料のみを使用するものに限る。）並びに燃料電池用改質器については五年に一回以上」に改め、同表の排煙特定物質の濃度の項中「年一回以上」を「年一回以上」に改める。

第三号様式を次のように改める。

第三号様式

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

大分県規則第三十三号

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例施行規則（平成十八年大分県規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

第十条第一号二中「宅地造成等規制法施行令」を「宅地造成及び特定盛土等規制法施行令」に、「第六条から第十条」を「第八条から第十二条」に改める。

別表第三の十二中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「第八条第一項」を「第十二条第一項及び第三十条第一項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年五月二十六日から施行する。

（経過措置）

2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号）附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第八条第一項本文で規定する工事の許可を受けている行為については、改正後の別表第三に該当する行為とみなす。